○上尾伊奈資源循環組合管理者の職務代理に関する規則

令和５年４月１日規則第５号

上尾伊奈資源循環組合管理者の職務代理に関する規則

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２９２条において準用する同法第１５２条第３項の規定に基づき管理者の職務を代理する上席の職員は、局長の職にある職員とする。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。